

# 北海道における農地・水・環境保全向上対策の取り組み

北海道開発局 農業水産部農業振興課

平成17年10月27日、「経営所得安定対策等大綱」が農林水産省で省議決定され、これまでの全農家を対象として品目毎の価格に着目して対策を講じてきたものを、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換する「品目横断的経営安定対策」の創設、これと表裏一体の関係にある米の生産調整支援対策の見直しとともに、農地・水などの資源や環境の保全向上を図るための「農地・水・環境保全向上対策」（以下「本対策」）の創設が盛り込まれました。また、本年7月21日に省議決定された「経営所得安定対策等実施要綱」には、本対策に係る地方裁量や営農活動への支援単価等が新たに盛り込まれ、概算要求されたところす。

本対策は、担い手対策である経営安定対策と車の両輪に位置付けられる地域振興施策で、農地や農業用水などの農村資源を守っていくことが地域の農業者だけでは難しくなっていることや、環境問題に対して国民の関心が高まっていることなどから新しく作られた対策です。

本稿では、本対策の概要と北海道における取り組み状況について紹介します。

## 1 はじめに

農地・農業用水という農業生産のための基盤は「生産資源」と定義されますが、北海道においては約117万haの農地、約7.2万kmに及ぶ農業水路、約3万kmの農道といったストックが形成されています。そして、これらの「生産資源」が北海道特有の美しい農村景観の形成や生態系を保全する「環境資源」としての役割も果たしています。

農地や農地周辺の水路、農道など資源の多くは、これまで集落などの地域の共同活動により保全管理されてきましたが、特に北海道の農業は大規模経営であるため、他府県に比べ面積当たりの水路や農道の資源量が小さい一方、農家1戸当たりのそれは大きく、保全のための負担が大きくなっています。また、全国的には近年の過疎化・高齢化等による集落機能の低下により、地域共同活動が衰え、力強い農業構造の実現や農村の振興に支障が生じてきています。このため、農林水産省では、こうした資源を対象とした「地域共同」の保全活動を下支えする施策を展開することとしました。

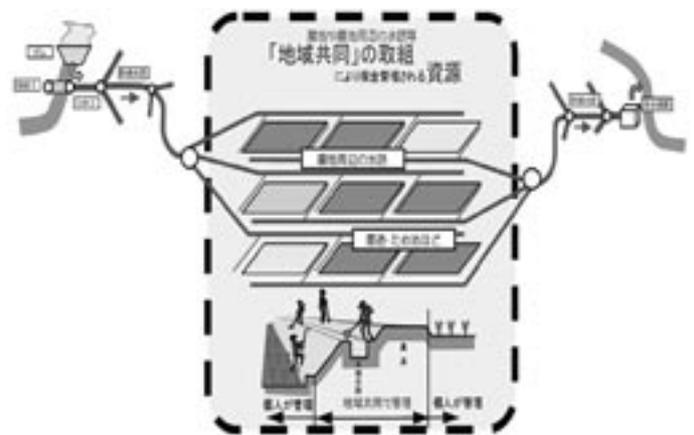


図1 共同活動の範囲

## 2 対策の概要

### (1) 本対策の仕組み

本対策は、「共同活動への支援」と「営農活動への支援」の2階建てで構成されています。農村によっては、農道や農業用水路などの資源を地域共同の草刈りなどで管理しているだけでなく、水路沿いに花を植えたり、施設の簡単な補修も自



図2 対策の仕組み

分たちで行うなど、模範的な取り組みを行っているところもあります。1階部分は、このような農地や水などを守り、質を高める効果の高い共同活動に対して支援するものです。そしてこの1階部分には、活動の質を更に高めるためのステップアップ支援が用意されています。

2階部分は、「共同活動への支援」を行っている地区において、農業者で行う環境にやさしい農業への取り組み（減農薬、減肥料等）に対して支援を行うものです（図2）。

## (2)事業の流れ

ここでは、1階部分の「共同活動への支援」について概要を説明します（図3）。

「共同活動への支援」を受けるためには、まず農村地域において「活動エリア」を決め、「活動組織」を作ります。「活動組織」には、農業者以外の多様な主体の参加が支援要件となっています。地域で組織作りの話がまとまれば、次に「規約」と「活動計画」を作成します。「活動計画」は効果の高い取り組みの目安となる「活動指針」というメニュー表を参考にして作ります。

「活動指針」は、水路の泥さらい農道の草刈りといった「基礎部分」と質を高める効果の高い「誘導部分」から構成されています。「誘導部分」は施設の長寿命化に役立つ活動メニュー（農地・水向上活動）と農村環境の保全に役立つ活動メニュー（農村環境向上活動）の2つから構成されており、支援を受けるためには、基礎部分については10割、誘導部分についてそれぞれ一定数以上の活動が求められます（図4）。

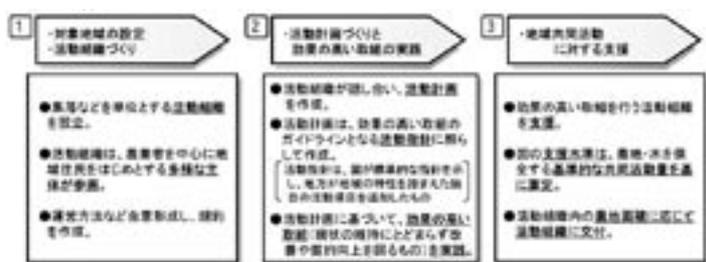


図3 事業の流れ



図5 事業の手続き  
(H18モデル事業の場合)

		基礎・準備	計画・普及	実施活動
1階以上の活動項目を 取り組む	農村環境 向上活動 (生活排水、 農薬削減など 農村の環境を 良くする活動)	生活排水の処理 を完了させる	地域全体への 普及・普及	生活排水の 削減、 生活排水の 処理の維持
	農地・水向上 活動 (施設や農具 の活用による 省力化の 実現)	施設の安全確認 を完了させる	省力化の 普及・普及	省力化の 維持、 省力化の 維持
全ての活動項目を 取り組む	農地の適切な 安全管理 (農薬削減の ための必要な 環境的行動)	農薬削減の 普及・普及	農薬削減の 維持・維持	水質のさら い、 省力化の 維持

図4 活動指針に基づく活動計画

活動組織は、「規約」と「活動計画」を添付して、活動エリアのある市町村と「協定」を結びます。この協定によって、活動組織は活動を確実に実行することを市町村に約束し、市町村は活動が計画どおり実施されたかどうか確認するのです（図5）。

協定を締結した活動組織には、国と道、市町村からの助成金が地域協議会を経由して交付されます。図2の右下の単価表は国の支援分です。道、市町村も併せて国と同額を支援することになっていますので、合計でこの倍の金額が交付されます。

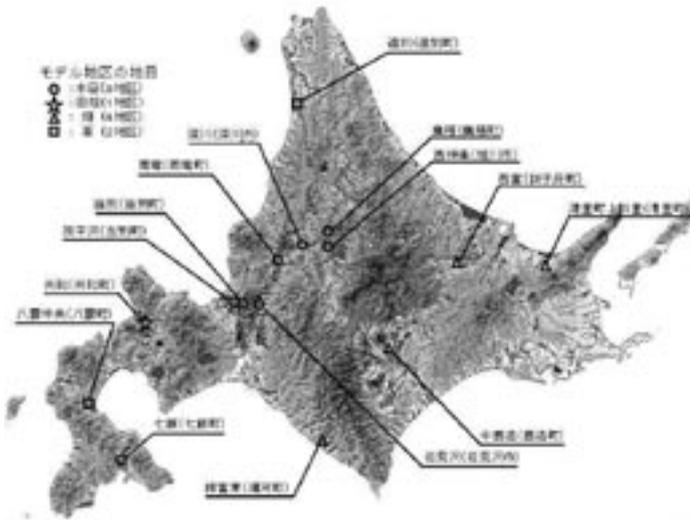


図6 平成18年度モデル地区位置図

### 3 北海道での取り組み

#### (1)平成18年度モデル事業の概要

本対策は平成19年度から本格実施に移りますが、今年度は全国約600地区、このうち全道では15地区で1階部分の共同活動に対してモデル的に支援を行い、対策の効果等について検証しています。

モデル地区の位置図を図6に示します。地帯別には水田が8地区、畑が4、草2、田・畑1となっています。

市町村名	地区名	地目区分	農用地面積 (ha)			
			計	田	畑	草地
当別町	当別	水田	63	61	2	0
当別町	茂平沢	水田	56	55	1	0
雨竜町	雨竜	水田	187	187	0	0
深川市	深川	水田	107	107	0	0
岩見沢市	岩見沢	水田	142	142	0	0
七飯町	七飯	水田	44	44	0	0
八雲町	八雲中央	草	817	0	132	686
共和町	共和	田・畑	264	88	176	0
鷹栖町	鷹栖	水田	130	130	0	0
旭川市	西神楽	水田	73	73	0	0
浦河町	姉富東	畑	318	58	149	112
鹿追町	中鹿追	畑	802	0	516	286
清里町	清里町上斜里	畑	782	0	782	0
訓子府町	西富	畑	291	0	291	0
遠別町	遠別	草	570	0	0	570
14市町村	15地区		4,646	945	2,048	1,653

図7 モデル地区の概要

#### (2)活動組織のメンバー構成

北海道の農村には、農家が点在している一方で、非農家はほとんど住んでいないといった特長があります。このため本対策の支援要件である多様な主体の参画を募るのに、他府県に比べて非常に苦労するところです。そういった視点でモデル15地区の参加者を見ると、ほとんどの地区で自治会や町内会を構成員にしています。その他の例では、小学校が参加しているものが3地区、環境保全活

動を専門にするNPOや重機で作業をサポートする建設業協会が入っている地区もあります。

#### (3)農村環境向上活動の内容

「活動指針」における誘導部分の「農村環境向上活動」には、「生態系保全」、「水質保全」、「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」、「資源循環」の5テーマで活動メニューが示されています。各モデル地区が選んだテーマは、「生態系」が5地区、「水質」が3地区、「水田・地下水」が2地区、「資源」が1地区でした。「景観・生活」は北海道らしく全地区が選んでいます。

#### (4)活動事例

ここでは、2つのモデル地区について具体的な活動例を紹介します。

##### 【浦河町 <sup>あねとみひがし</sup> 姉富東地区】

##### ア 地区の概要

本地域は北海道を代表する日高山脈の裾野に広がり、点在する牧場がヨーロッパの風景をほうふつさせる牧歌的な農村景観を創り出しています。また、秀峰「神威岳」を源とする元浦川から運ばれた肥よくな土壌と北海道にあっては比較的温暖な気候と相まって水稲、軽種馬、肉用牛、野菜を生産する土地利用型農業が展開されています。

##### イ 地域の目指す姿

地域が目指す将来の目標は、日高山脈の裾野で馬が農地に放牧され、水路や農道と調和しながら夏にルピナスやデルフィニューム等が咲き、秋には「はさ掛け（天日干し）」に黄金たなびく、日本でも特徴のある農村風景を守っていくことです。

目標の達成のため、地域の活動組織として、自治会や水路の管理組織、植栽を行っている団体や小学校等からなる「姉富東ふるさと守り隊」を平成18年4月に設立し活動を初めています。

##### ウ 活動計画

「農地・水向上活動」では、対象農用地（草地）の中に水田が点在していることから、用水施設に係る保守・点検や補修などの保全向上活動、草地でのきめ細やかな雑草対策、農用地の法面の初期補修を行うとともに、新たに農道の草刈り等の保全活動が計画されています。

「農村環境向上活動」では、既存団体「花植会（ハナウエルカム）」が実施している用水施設用地

(800m) を利用した花の植栽や地元小学校との連携による水稻の体験学習（田植えから稲刈り、はさ掛け、脱穀、精米等）の場として地域内農地の利用が計画されています。



「花植会」の用水路敷地への植栽



秋を彩る体験学習でのはさ掛け

## 【旭川市 西神楽地区】

### ア 地区の概要

本地域は旭川市の南西部に位置し、内陸型気候で昼夜の寒暖差が大きく、夏季の高温に恵まれた、水稻が主体の地域です。昭和40年から47年にかけて、用水路、排水路及びほ場の整備が行われてきました。地域内の資源としては、農用地、農業用排水路、農道があります。

### イ 地域の目指す姿

本地域は、良食味米生産地として知られていますが、ほ場の大区画化、担い手への農地集積が進んでおらず、高齢化等の進行により、集落機能、共同施設の保全管理機能が低下し、円滑な活動が年々難しい状況となっています。

現在、幹線施設を管理組合が、支線単位以下の施設を愛護組合が維持保全活動に努めています。高齢化等による農家人口減に対応するため、非農家、NPO法人等とも連携し、環境・景観保全も含めた農地・農業用水の資源保全活動を積極的に行っていくこととしました。

こうした活動を通じて、西神楽で育まれた農業と景観を守り、子供達に誇れる未来ある「ふるさと」づくりを目指しています。

目標達成のため、市と土地改良区が中心となり、組織設立会議を開催し、関係する3町内会、管理組合、農協、NPO法人が連携して、活動組織「水土里ネット旭川資源保全活動グループ」を設立し、自然とのふれあいをアピールしながら地域住民に理解と参画を求めています。

### ウ 活動計画

「農地・水向上活動」では、農地・水路等の施設の長寿命化を図るため、施設の機能診断や共同作業計画の策定を、活動組織の構成員である町内会会長と事務局を担う土地改良区が行い、雑草対策、簡易な補修等を農業者、町内会、管理組合、NPO法人等が実施することとしています。

「農村環境向上活動」では、農村景観と水路等の保全及び質的向上を図るため、農業者、町内会、NPO法人、農協等（総勢62名）により、水路法面（農道法面兼用）にハーブの苗5,350株の植栽が計画されています。



水路法面へのハーブ植栽

## 4 おわりに

本対策は、単に農業振興に寄与するだけでなく、地域の課題を解決したり、住民参加の地域づくりを促進する施策でもあることから、市町村において重点的に取り組む価値があると考えます。

したがって、できるだけ多くの市町村が速やかに本対策に参画されることが重要です。開発局としては、的確な情報提供や開発建設部による支援等を通じ、活動組織の立ち上げや活動計画の策定を促進していくこととしています。

本対策により、全道で地域共同の活動が活発化し、地域の創意工夫が活かされた魅力溢れる農村づくり、地域づくりに発展することを期待しています。

[http://www.hkd.mlit.go.jp/n\\_kanren/sigen.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/n_kanren/sigen.html)